

職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき職員の懲戒処分を行いましたので、長柄町職員の懲戒処分等に関する公表基準に準じ公表します。

- 1 被処分職員の職名 課長級
- 2 被処分職員の年齢、性別 53歳 男性
- 3 非違行為の概要
部下職員に対し、業務の指導の範囲を逸脱したパワーハラスメントに該当する行為により部下職員に精神的苦痛を与え、精神疾患を罹患させた。
- 4 処分内容 減給1月（10分の1）
地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当
- 5 処分年月日 令和7年11月21日（金）
- 6 町長のコメント
今回の事案に関しまして厳粛に受け止め、二度とこのようなことが起こらないよう、改めて職員に対し綱紀の粛正、服務規律の遵守を徹底し、町民の皆様への信頼回復に努めてまいります。